

令和3年度 第9回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和3年12月10日（金） 午後3時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	石賀 昭則	河上 幸徳
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 每田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第34号 非農地証明申請について 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について 議案第36号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 議案第37号 令和4年農作業標準料金の決定について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度 第9回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員 議長 事務局	(農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第9回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に遅参する旨の連絡のあった委員は、1番久米委員です。以上です。
議長 事務局	議事録署名委員の指名ですが、9番 中本委員、10番 丸山委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 1ページをご覧ください。議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
	申請番号25番 農地の所在 大字下伊勢 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,066m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、譲渡人と譲受人双方の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定です。 売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円になります。
	申請番号26番 農地の所在 大字下伊勢 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,031m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、譲渡人と譲受人双方の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定です。 売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円になります。
	申請番号27番 農地の所在 大字杉地 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積933m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、譲渡人と譲受人双方の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。 売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円になります。
	申請番号28番 農地の所在 大字赤崎 [REDACTED]、登記簿地目、

現況地目とともに畠、面積269m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本案件は、譲渡人の希望によって申請地を贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

申請番号29番 農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目とともに畠、面積170m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人と譲受人双方の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は家庭菜園として利用される予定です。

売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円になります。農地としてはかなり高額ですが、浦安駅付近の中心市街地に位置する第三種農地であるということ、双方合意の上で価格を設定されているということから、やむを得ない価格であると思われます。

譲受人世帯は農家ではありませんが、申請地は譲受人の持ち家から300m弱の範囲内に位置している、農振農用地区域外の農地であるということから、令和2年12月総会で定めた下限面積の別断面積0.1aの適用が可能であるため許可相当と判断されるものと考えます。

申請番号30番 農地の所在 大字槻下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,440m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町外の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本案件は、同一世帯で暮らす親子間で生前贈与することになり申請をされたもので、農地取得後もこれまで通りに耕作を継続されることから、農地の効率的利用が図られるものと判断します。

申請番号31番 農地の所在 大字佐崎 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積986m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは [REDACTED]円になります。

以上の7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

(議案説明中に久米委員入場)

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

議長

事務局

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。

今月の転用申請2件は、太陽光発電施設で作った電気を中国電力以外の小売電気事業者に売電するという、これまでとは異なった内容での申請となりますので、議案の説明に先立ち説明をさせていただきたいと思います。

平成28年4月から電力の小売が全面的に自由化され、中国電力など既存の電力会社だけでなく、業種を問わず様々な事業者から電気を購入出来るようになりました。小売電気事業者とは、電気事業法という法律に定められた電気事業者の一つで、小売電気事業を営むために経済産業大臣の登録を受けたものをいいます。

電力の供給システムは大きく分けて、太陽光などの発電所を運営して電気を作る発電部門、発電所から物理的に電気を各家庭などに届ける送配電部門、直接消費者とやり取りをして、契約手続きなどを行う小売部門の3つの部門に分類されています。今月の転用申請では、発電部門が譲受人である転用事業者、送配電部門が電柱等の既存設備を所有している中国電力、小売部門が転用事業者から電気の買取り契約を結んだ小売電気事業者ということになります。

それでは議案の説明に入りますので、3ページから9ページをご覧ください。議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求めるます。

申請番号14番 農地の所在 大字中尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,157m²。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は太陽光発電設備になります。なお、申請地では今年の秋までプロッコリーを耕作されていたそうですが、現在は休耕状態となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は太陽光発電事業などを行う法人で、当該法人のグループ会社である [REDACTED]

[REDACTED] の営業担当者が、太陽光発電事業用地に必要な土地の売買契約希望者を募集し、その応募者へ電話連絡及び現地訪問を行った結果、譲渡人

の同意を得ることができたことから申請をされたものです。

工事計画について説明します。申請地では最初に表土を軽く均す程度の整地を行った後、太陽光パネル 168 枚及びパワーコンディショナー 9 台、その他の発電に必要な施設整備を行い、中国電力が新たに設置する電柱に送電する計画となっています。

工期は令和 4 年 4 月から 1 ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は、太陽光発電所にかかる系統連系日から 20 年間です。

資金調達計画について説明します。土地買収費 [REDACTED] 円、埋立整地費 [REDACTED] 円、太陽光発電設備設置工事費 [REDACTED] 円、合計 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。なお、1 m² 当りの土地単価は [REDACTED] 円になります。

被害防除計画について説明します。申請地では、盛土や切土は行わずに土地を均す程度の整地を行い、侵入防止対策として事業用地の外周にフェンスを設置される予定です。雨水については、現在と同様に地下浸透及び西側の既設水路に放流して処理する計画となっていますし、雑草対策として除草作業を計画されています。

事業用地の選定につきましては、申請地を含む 4 件の土地を検討されたそうですが、事業に必要となる面積や日照、予算面等の条件をすべて満たす土地が本件申請地しかなかったということです。

電気の小売については、譲受人との間で売買契約を締結した [REDACTED] が行われるということですが、平成 27 年 12 月 7 日付で経済産業大臣の小売電気事業者登録が完了しており、転用申請書には公文書の写しが添付されています。また、中国電力との系統連系に係る契約は令和 3 年 11 月 24 日に締結されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業等の農業上の公共投資がされておらず、一団の農地面積が 10 ha 未満の小集団で生産力の低い農地であることから、「第 2 種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、「代替地なし」に該当することから転用はやむを得ないものと考えます。

申請番号 15 番 農地の所在 大字赤崎字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積 1,571 m²。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、申請番号 14 番の譲受人である法人と会社名がよく似ていますが違う会社です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は太陽光発電設備になります。なお、申請地では一部で自家用野菜を耕作されていますが、それ以外の部分は休耕状態となっています。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は太陽光発電事業などを

行う法人で、当該法人のグループ会社である [REDACTED]

[REDACTED] の営業担当者が、太陽光発電事業用地に必要な土地の売買契約希望者を募集し、その応募者へ電話連絡及び現地訪問を行った結果、譲渡人の同意を得ることができたことから申請をされたものです。

工事計画について説明します。申請地では最初に表土を軽く均す程度の整地を行った後、太陽光パネル 168 枚及びパワーコンディショナー 9 台、その他の発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期は令和 4 年 3 月から 1 ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は、太陽光発電所にかかる系統連系日から 20 年間です。

資金調達計画について説明します。土地買収費 [REDACTED] 円、埋立整地費 [REDACTED] 円、太陽光発電設備設置工事費 [REDACTED] 円、合計 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。なお、1 m²当たりの土地単価は [REDACTED] 円になります。

被害防除計画について説明します。申請地では、盛土や切土は行わずに土地を均す程度の整地を行い、侵入防止対策として事業用地の外周にフェンスを設置される予定です。雨水については、現在と同様に地下浸透で処理する計画となっていますし、雑草対策として除草作業を計画されています。

電気の小売については、譲受人との間で売買契約を締結した [REDACTED] が行われるということですが、平成 27 年 12 月 7 日付で経済産業大臣の小売電気事業者登録が完了しており、転用申請書には公文書の写しが添付されています。また、中国電力との系統連系に係る契約は令和 3 年 10 月 22 日に締結されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は JR 赤崎駅からおよそ 300 m、山陰道琴浦船上山インターからおよそ 100 m の地点に位置していることから、「第 3 種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、「第 3 種農地」に該当する場合は位置的に異存はなく、原則許可と判断されることから転用はやむを得ないものと考えます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

12 月 7 日に三嶋委員、毎田補佐、私の 3 名で現地確認を行いました。申請番号 14 番について報告します。申請地は南側が県道、それ以外は農地や水路に接している、土地改良事業等の整備がされていない農地です。候補地として 4ヶ所を検討された結果、条件を満たす土地が申請地しかなかったということですし、隣接地の地権者からは同意も得ておられるということですので、転用はやむを得ないと感じましたが、転用許可後は近隣農地や水路の使用に支障が出ないように、草刈りや水路

議長

石賀英男委員

	の維持管理を適切に行っていただきたいと思います。
議長	申請番号15番について報告します。申請地は周囲を宅地や畠、道路に囲まれている土地で、地主さんから口約束で借りておられる方が一部で大豆などを耕作されていますが、今回の転用申請を機に返却することで話が出来ているようです。赤崎駅や琴浦船上山インターから近い距離に位置する「第3種農地」ということですし、隣接地の地権者からは同意も得ておられるということですので、転用はやむを得ないと感じましたが、転用許可後は隣接する住宅や農地に悪影響が出ないように、適切に事業を行っていただきたいと思います。以上です。
中本委員	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。
事務局	(中本委員より挙手あり)
中本委員	申請番号14番と15番の譲受人は別の会社だと説明がありましたが、住所と代表取締役が同じになっているのはどうしてでしょうか。
議長	この件につきましては、申請書が提出されてきた時点で [REDACTED] に確認を取っていて、転用事業の案件ごとに異なる金融機関から借り入れを行って資金調達するために、その都度子会社を立ち上げるという会社側の事情によるものだという回答を受けています。
久米委員	分かりました。
久米委員	その他に何か質問等はありませんか。
議長	(久米委員より挙手あり)
久米委員	施設の設置費用等の資金調達計画については説明がありましたが、操業期間の20年が経過した後に掛かることになる、施設の撤去費用等についてはどうになっているのでしょうか。また、一般的に撤去費用がどのくらい掛かることになるのか、具体的な金額が分かれば教えてください。
事務局	これまで扱っていた案件であれば、操業期間終了後に施設を撤去する際の費用として、売り上げの中から積み立てをしておかなければいけないという取り決めがありました。今回あった申請2件の収支計画書には撤去費用等は計上されていませんでしたので、転用事業者に確認をしてみなければ分かりません。ただし、撤去費用を積み立てていないことを理由に、不許可とすることが出来るかどうかは別問題になると考えられますので、その辺のことにつきましても許可権者に確認を取りたいと思います。
久米委員	なお、パネルの撤去費用がいくら掛かるかについては、現時点では把握が出来ていませんので、後日確認を取ったうえで改めて回答をしたいと思います。
議長	分かりました。
久米委員	パネルの撤去費用がどのくらい掛かるかについては、来月総会の時に

	<p>でも回答をしていただきたいと思いますが、事務局の説明にもありましたように撤去費用を積み立てていないことを理由に、申請そのものを不許可とすることは難しいのではないかと考えています。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(村上委員から挙手あり)</p>
村上委員	<p>今回の2案件は、これまで扱った案件とは異なった内容での申請ということで、説明等を聞いた限りでは確かに不安な面もあるように感じますが、農地法上の許可基準を満たしているということであれば、自分も不許可とするわけにはいかないと考えます。</p>
議長	<p>琴浦町農業委員会として意見を述べることが出来るのは総会の場だけで、実際に転用事業が始まって申請地が農地以外の地目に変更されてしまえば、何らかの問題が起こったとしてもどうすることも出来なくなってしまいます。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(潮委員より挙手あり)</p>
潮委員	<p>会長が言われる問題の中には事業用地の転売も含まれると思いますが、再生可能エネルギー法の中で何らかの規制を設けていないのでしょうか。一度転用許可が出てしまえば、後は何の規制もなく事業者の思い通りになってしまいうというのは疑問に感じますので、その辺りのことについても詳しく調べてもらいたいと思います。</p>
議長	<p>潮委員の質問についても、事務局に後日調べてもらったうえで回答をしてもらいたいと思います。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
三浦委員	<p>これまでのものと比べて転用面積が大きいように感じますが、新しい形態での申請ということで許可が出るようになったのでしょうか。</p>
事務局	<p>以前に許可を受けている申請の中にも、申請面積が1, 500m²~2, 500m²程度のものが多くありましたので、決して面積が大きく変わっているという認識は持っていないですが、小口で売電できる電力量の上限は50kW未満に定められているようです。</p>
三浦委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p>
	<p>賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p>
	<p>続きまして議案第34号 非農地証明申請について 事務局の説明をお</p>

	願いします。
事務局	<p>10ページから21ページをご覧ください。議案第34号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求める。</p> <p>なお今回の非農地証明申請は、先月の総会において決定が保留となつた申請番号5番を先に審議し、その後で新たに申請を受け付けた申請番号7番を審議していただくことになります。</p> <p>10ページから16ページをご覧ください。申請番号5番の議案説明に移りますが、11月総会で説明をしていますので詳細については割愛させていただきます。申請番号5番 申請人、土地の表示、利用状況等につきましては議案に記載してある通りです。</p> <p>申請地のうち大字丸尾地内の4筆は、事務局が「非農地と判断しても差し支えない」と提案しましたが、現地確認を行った委員の方から「非農地かそうでないか判断に迷う」という報告がありました。また、他の委員の方からも同様の意見があつたことから結論が出なかつたため、議長より「農地委員会で現地確認を行つて意見を聞いた上で、12月総会で改めて審議及び決定をするのがよいのでは。」という提案があり、委員の皆さん賛成多数により決定されたものになります。以上です。</p>
議長	11月24日に現地確認を行つてもらつて、農地委員会長の石賀英男委員に報告をお願いします。
石賀英男委員	<p>初めに徳万の現地確認について報告をします。11月24日 午前10時過ぎに村上委員、毎田補佐、私の3名で現地確認を行いました。</p> <p>申請地には大人の膝丈以下の雑草が生えてはいましたが、笹や雑木などは生えておらず荒廃が著しく進んでいるとはいえないこと、周囲では芝などが耕作してある農地が多いことから、非農地と判断することはできないという意見で一致しました。</p> <p>次に丸尾の現地確認について報告をします。徳万の現地確認後午前10時30分から、村上委員を含む農地委員会委員11名、鳥取県農林水産部経営支援課 井上課長補佐、毎田補佐、私の合計14名で丸尾の現地確認を行いました。</p> <p>申請地は長い間耕作放棄されていたようで、一部ではゴズバや竹が生い茂った状態となっていました。進入路もなくなつたり、残っていたとしてもかなり狭くなっているため、所有者が自力で農地に再生するのは困難なのではないかとも考えましたが、非農地と判断できるほどには荒廃が進んでいないと感じました。なお周辺には遊休農地が多く存在していましたが、中には芝が耕作してあつたり、保全管理がされている農地も見受けられました。</p> <p>現地確認終了後、分庁舎の会議室で話し合いを行い意見を取りまとめたところ、委員の皆さんからはいろいろな意見が出されましたし、県庁</p>

	<p>経営支援課の井上課長補佐からは助言や指導をしていただきました。その話し合いの結果、「申請地は非農地と判断できるほど荒廃していない。」、「周辺には耕作中または保全管理中の農地が存在する状況の中で、隣接の所有者の同意がないのに非農地と認めてしまうと、農地や通作路の荒廃がさらに進むことになり、周辺農地の営農に影響が出るといった心配がある。」といった2つの理由から、丸尾の4筆については非農地とは認められないという結論に至りました。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手少數)</p> <p>賛成少数ということですので、申請番号5番については否決することと決定いたします。</p> <p>続きまして申請番号7番について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17ページから21ページをご覧ください。申請番号7番 農地の所在大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目 原野、現況地目 畑、面積106m²、判定地目 山林原野。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は525m²です。利用状況については、「昭和62年以降、耕作する者がおらず農地として管理していない。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町外の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は2筆とも農用地区域外に位置していて、昭和62年以降20年以上にわたり耕作されることなく、現在は荒廃が進み農地とはいえない現況であることから、非農地として扱っても農地行政上特に支障はないものと判断しました。以上です。</p>
議長 石賀英男委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>12月7日に三嶋委員、毎田補佐、私の3名で現地確認を行いました。[REDACTED]の申請地は狐塚公園の西側に位置する細長い形状の土地で、20ページの説明図には公園との境界に赤白のポールが立ててある写真が2枚掲載されていますが、雑木や笹が生えている部分が申請地の現在の状態となります。ご覧いただければ分かりますように、現況はかなり荒廃が進み農地とはいえない状況となっていますし、さらに申請地西側の山林側には高い崖が存在していますので、非農地と判断しても問題はないものと考えます。</p>

[REDACTED] の申請地はみどり園の南側に位置する土地で、東側がブルーベリー畠、北側と西側が耕作のされていない畠、南側が通路に接しています。21ページの説明図にもありますように、雑木や笹が生い茂り荒廃が進み農地とはいえない状況となっていて、農地に復旧することは困難だと思われますので、非農地と判断しても問題はないものと考えます。以上です。

議長

事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第35号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の中本委員、丸山委員、池山委員、桑本委員は退席をお願いします。

(中本委員、丸山委員、池山委員、桑本委員の退席を確認)

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。

事務局

22ページをご覧ください。議案第35号 農用地利用集積計画について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。

申請番号483番 農地の所在 大字杉地 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 269m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和3年12月13日、終期は令和7年12月10日、期間は4年間で新規、内容は飼料となっています。

22ページの申請番号484番から、41ページの申請番号531番までの外35件についてはご覧のとおりです。

42ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。

申請番号518番 農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 305m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和3年12月13日、終期は令和6年12月12日、期間は3年間で新規、内容は水稻となっています。

42ページの申請番号519番から、46ページの申請番号527番までの外9件についてはご覧のとおりです。

	<p>なお、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、賃貸借権設定が47ページの申請番号528番から48ページの申請番号533番までの4件、使用貸借権設定が49ページの申請番号530番の1件となっています。</p> <p>50ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号12番 農地の所在 大字棚下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1, 473m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。移転時期、引渡時期はともに令和3年12月20日となっています。</p> <p>申請番号13番 農地の所在 大字湯坂 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 813m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町外の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。移転時期、引渡時期はともに令和3年12月20日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(石賀英男委員より挙手あり)</p> <p>42ページの申請番号519番について質問します。借受人の方の経営面積が空欄になっていますし、解除条件付きでの利用権設定となっていますが、どういう方が情報があれば教えてください。</p> <p>借受人は8年前にIターンで町内に移住された方で、程なくして地元の方から農地の管理を依頼されるようになり、所有者が高齢となり耕作できなくなった農地や、不在地主となっている農地を6~7年間耕作されていました。現時点では所有している農地もなく、今回初めて利用権設定を行われることになるわけですが、トラクターやバインダー、管理機等の農機具を一通り所有されているということですし、家族の方の協力を得ることも可能だと伺っていますので、今後も支障なく営農が行われるものと思われます。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p> <p>47ページの申請番号528番と申請番号529番、49ページの申請番号530番について質問します。これらの3件は作物がミニトマトと記載されていますので、ハウスが建っている農地を貸借されることになると思いますが、ハウスを使用しなくなった場合の撤去費用は誰が支払うことになるのでしょうか。51ページの整理番号1番と整理番号2</p>
議長	
石賀英男委員	
事務局	
石賀英男委員 議長	
村上委員	

	番の配分先の方の名前を見ると、おそらく県外から来られた新規就農者の方ではないかと思いますが、うまくいかずに農業をやめられることになった場合などに問題が起こることがないように、事前に対処をしておいたほうが良いのではないかと考えます。
議長	新規就農者の方が関係する質問になりますので、農林水産課長に回答をしてもらいたいと思います。
農林水産課長	この後で審議をしていただく議案にはなりますが、議案第36号の整理番号1番と整理番号2番に名前が挙がっている2名は、ミニトマトの農業研修生の方になります。使用されるハウスについては、研修生自身が補助事業を活用して新たに建てたり、修繕をしたりして整備されることになっていますので、仮に離農することになった場合でもハウスの撤去は研修生が行う取り決めになっています。なお、撤去を含むハウス全般のことについては、2名が就農するにあたって作成された就農計画の中に盛り込まれていて、県から承認を受けておられますので問題はないと考えます。
村上委員	分かりました。以前、ハウスの撤去に関するトラブルについての相談を受けたことがありますので、そういったことが起こらないようにしてもらいたいと思います。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し)
	質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。
	(挙手多数)
	賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
	(中本委員、丸山委員、池山委員、桑本委員の復帰を確認)
議長	議案第36号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第36号の説明に入る前に、整理番号3番について訂正箇所がありますので報告します。議案には契約期間を10年、終了年月日を令和13年12月31日と掲載していますが、正しくは契約期間が3年、終了年月日が令和6年12月31日になりますので訂正をお願いします。
	それでは説明に移りますので、51ページをご覧ください。議案第36号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めます。
	整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字八幡 [REDACTED]、現況地目 田、面積 2,506 m ² のうち 1,250 m ² 。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は 3,

	<p>606 m²のうち2, 350 m²です。権利の種類は賃貸借権、権利の内容は普通畠、契約期間は10年間、開始年月日は令和3年12月13日、終了年月日は令和13年12月31日、10a当たりの賃借料は[REDACTED]円となっています。</p> <p>整理番号2番と整理番号3番の外2件についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p>
川崎委員	<p>続きまして議案第37号 令和4年農作業標準料金の決定について 川崎農政委員会長より提案をお願いします。</p> <p>53ページと54ページをご覧ください。議案第37号 令和4年農作業標準料金の決定について 令和4年琴浦町農作業標準料金を別紙のとおり定めたいので、本委員会の決定を求めます。</p> <p>11月26日に開催した農政委員会で、農政委員の皆さんや各関係機関の方にも出席していただき、令和4年農作業標準料金の案を作成しました。</p> <p>話し合いの中で参加者の方から意見等を伺った結果、10月に最低賃金が引き上げられたこと、米価が下落し続けている状況の中で料金を上げる要素がないということ、その一方で燃料費が高騰していることから、請負人の負担にならないようにするといったことなどを総合的に判断し、昨年の料金表と同じ内容のまま据え置くという形で決着しました。</p> <p>54ページに掲載されている令和4年農作業標準料金の案を、この場で皆さんから承認をいただければ、来年1月1日から1年間適用することになりますので、審議をよろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>川崎農政委員会長の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり決定することとし、町のホームページや広報紙等で町民の方に周知したいと思います。</p> <p>その他に移りたいと思います。12月7日に行われた農家相談の報告を石賀英男委員にお願いします。</p> <p>(農家相談1件報告)</p> <p>農政委員会長の川崎委員より、婚活イベントの結果について報告をお</p>
石賀英男委員 議長	

	<p>願いします。</p> <p>(婚活イベントの結果について報告)</p> <p>農地委員会長の石賀英男委員より、農地利用意向調査の未回答者及び非農地判断対象農地の確認について説明をお願いします。</p> <p>(農地利用意向調査の未回答者及び非農地判断対象農地の確認について説明)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和3年度 第9回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
--	--